

障害者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定に基づき、次のとおり障害者活躍推進計画を策定しましたので、公表します。

令和2年4月1日

水俣市病院事業管理者 坂本 不出夫

機関名	国保水俣市立総合医療センター
任命権者	水俣市病院事業管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
国保水俣市立総合医療センターにおける障害者雇用の現状	国保水俣市立総合医療センターにおいては、障害者を対象とした職員採用試験を行っておりますが、応募者が少なく、平成30年度、令和元年度において、法定雇用率が未達成でした。 現在、令和2年1月から12月までの障害者採用計画を作成し、障害者雇用に努めているところです。

●目標

採用に関する目標	令和6年6月1日における実雇用率が、法定雇用率以上 (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率：0.45% (評価方法) 毎年の任免状況通報による把握
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 常勤職員については、採用1年後の定着率、会計年度任用職員については、任期満了までの定着率を把握

●取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

組織面	○障害者雇用推進者を選任し、障害者雇用の取組を推進します。 ○障害者雇用推進者、人事担当課長、各所属長等で構成する障害者雇用促進会議を設置し、取組状況を把握・検証します。
人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者について、熊本労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。 ○障害のある職員や、職場で支援にあたる管理監督者等が相談できる窓口を総務課内に設置します。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定

	○ヒアリングや人事評価を通して、障害者と業務の適切なマッチングが行われているかの点検を行い、必要に応じて検討を行います。
--	--------------------------------------------------------------

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備

職場環境	○障害者である職員の要望を踏まえ、働きやすい環境整備を検討します。なお、措置を講じるに当たっては、過重な負担にならない範囲で、適切に実施します。
募集・採用	○障害者を対象とした採用試験を行います。 ○募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行いません。 <ul style="list-style-type: none">・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
働き方	○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。 ○在職中に疾病・事故等により障害者となった者について、円滑な職場復帰のために必要な職場選定、職場環境の整備、通院への配慮等を行います。

4 その他

	○水俣市における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針に基づき、障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。
--	-----------------------------------------------------------------------